

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆規則

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方
交付税のうち、普通交付税の額の算出に用い
る基準税額の算定に関する規則の一部を改正す
る規則

◆告示

土地改良区役員の就任等の届出
米飯提供業者の登録
療養取扱機関からの届出
救急病院の公表

漁船損害補償法の規定による付保義務発生の
公表

昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十一号
一部改正

規 則

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地
方交付税のうち、普通交付税の額の算出に
用いる基準税額の算定による規則の一部を改
正する規則

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税の
うち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に
関する規則（昭和四十年一月鳥取県規則第二号）の一部
を次のように改正する。

第四条第一号のイを次のように改める。

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人
のうち二以上の都道府県（大都市の区域を除く。）
又は大都市に事務所又は事業所を有する法人（以下
本条において「市町村分割法人」という。）に係る

関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税の
うち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に
関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第十三号

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地
方交付税のうち、普通交付税の額の算出に

用いる基準税額の算定に関する規則の一部

を改正する規則

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税の
うち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に

関する規則（昭和四十年一月鳥取県規則第二号）の一部

を次のように改正する。

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人
のうち二以上の都道府県（大都市の区域を除く。）
又は大都市に事務所又は事業所を有する法人（以下
本条において「市町村分割法人」という。）に係る

知事が調査したところに基づき、地方税法第三百二

00947
3 昭和40年3月30日 火曜日 鳥取県公報 第3618号 (第3種郵便物認可)

昭和40年3月30日 火曜日 鳥取県公報 第3618号 (第3回環境省)
認可

十一條の十)及び第十四條(十一)の十四の規定の基
にかかる税額をもつて算定した額

算式

A × 0.06561 × 0.98240 + B × 0.06075 × 1.00361 + C
× 0.06075 × 0.946042

算式の符号

A …昭和38年10月1日から昭和39年1月31
日までの間に事業年度が終了した法人に係る法
人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人
税割について昭和39年3月31日までの間に
修正申告、更正又は決定(期限後申告にかかる
ものを含む。以下本項において同じ。)があつ
た場合においては、その最終の修正申告、更正
又は決定による課税標準額とする。)

B …昭和39年2月1日から同年9月30日までの
間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の
課税標準額(当該事業年度に係る法人税割につ
いて、昭和39年2月1日から同年3月31日

告、更正又は決定があつたものの当該修正申告
更正又は決定による最終の課税標準額から当該
法人に係る当該事業年度分の昭和38年11月
30日以前における最終の課税標準額を控除し
た額との合算額

…前号の算式の符号中Aに同じ。」

「F…昭和38年2月1日から同年3月31日まで
この場合において、同符号中「昭和39年」とある
は「昭和38年」と読み替えるものとする。

…前号の算式の符号中Aに同じ。」

G …昭和38年4月1日から昭和39年1月31日
までの間に事業年度が終了した法人に係る法人

十一條の十一に及ぶ課税標準額の十箇の異同の要點は、次の概況によつて梗概づけられ、

算式

$$A \times 0.06561 + B \times 0.98240 + C \times 0.06075 + D \times 1.00361 + E \times 0.946042$$

算式の符号

A…昭和38年10月1日から昭和39年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和39年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定がなされた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

B…昭和39年2月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和39年2月1日から同年9月30日までの間に修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

C…昭和29年4月1日から昭和38年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和38年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和38年3月31日（昭和38年2月1日から同年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものについては、昭和38年5月31日以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和38年4月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和38年12月1日から昭和39年2月1日までの間に修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

就任した役員の氏名及び住所	
理事	朝倉 勇功 東伯郡閼金町大字泰久寺六三九番地
監事	日野 六藏
安田 義勝	加藤 義明 番地
日野鶴千代	光村 大蔵
番地	福永 初穂
椿	進木 連一
池本 賢蔵	山名 房好
光治	藤井 恒好
番地	岸本健二郎
泰久寺三四八番地	大鳥居八三三番地
松河原一、一二六	六九八番地
泰久寺三四八番地	八〇二番地
松河原一、一二六	安歩五二九番地
泰久寺三四八番地	閼金宿一、一四五
泰久寺三四八番地	五四五番地

西田 荘 泰久寺
任期満了により退任
就任した役員の氏名及び住所

理事	野口	正光	西伯郡中山町殿河内
"	野口	只男	"
"	野間	知武	"
監事	野口	清橋	"
"	野間	喜輔	"
"	野間	督重	"
任期満了により退任			
就任した役員の氏名及び住所			
理事	野間 喜輔	西伯郡中山町殿河内四二七番地	四二九番地
"	野口 熊藏	"	四六九番地
高塚 典正	"	"	四七三番地
野口 清橋	"	"	"

中村	林藏	養郷一五五番地
赤穂	勝実	七〇番地八
中島喜美穂		蔵内二九〇番地一
前川	義雄	奥崎四七番地
大口	善一	養郷一四四番地
山本美知雄		奥崎二二六番地一
中村	時雄	蔵内二〇一番地
滝	巖	奥崎四九番地
松下	悌二	二〇六番地
竹中	定美	養郷一三八番地
中島	正蔵	八六番地
中島	幸一	奥崎二五六番地
前田	宗一	養郷七九番地
竹森	保雄	蔵内一九五番地五

南谷土地改良区	退任した役員の氏名及び住所
理事	池本 賢蔵 東伯郡閔金町大字安歩
監事	竹内 音
"	池本 正
安田	日野 六歳
藤井	日野 末寿
豊吉	山名 房好
"	御舟 実
"	鳥飼 圭一
"	小川 信義
"	光村 大蔵
"	加藤 春正
"	安田 義勝
"	岸本 一清
"	安歩
松河原	松河原
大鳥居	大鳥居
松河原	松河原

00953

9 昭和40年3月30日 火曜日 鳥取県公報 第3618号 (第3種郵便物
認可)

当選し同年六月十六日就任	任期三年
大井手用水土地改良区	
理事 鵜近 始	東伯郡大栄町瀬戸
坂本 隆春	"
石丸 正章	"
田中 幸栄	"
谷口 新正	"
南場 義輝	"
山崎 祥雄	"
山辺 睿	"
瀬戸 六尾	"
就任した役員の氏名及び住所	
任期満了により退任	
理事 谷口 新正	東伯郡大栄町瀬戸七六二番地 四四九番地
龜近 始	三九四番地
石丸 正章	五六六番地
坂本 隆春	六六一番地
山崎 祥雄	"

監事	山辺	南場
田中	至宗	義輝
理事	引田 鉄一	瀬戸五六九番地
	東伯郡北条町大字江北	九三九番地
一月十日就任 任期二年		
江北土地改良区		
退任した役員の氏名及び住所		
理事	岡 嶽	
	松本 秋	
	磯江 茂	
	石井末太郎	
井上 久平		
中口千代太郎		
山本 涼三		
監事 友定 茂一		
江北		

00952

昭和40年3月30日 火曜日 鳥取県公報 第3618号 (第3種郵便物)
認可 8

監事	野口 利吉	四八〇番地
高口 若光	" "	三九八番地
野口 正光	" "	四七〇番地
昭和三十九年二月十五日通常総会において総選挙の結果当選し同日就任 任期四年		
北条川土地改良区		
退任した役員の氏名及び住所		

監事	谷本	正和	任期満了により退任
就任した役員の氏名及び住所			
理事	中江 豊	東伯郡北条町大字下神一八六番一地	
	田熊善之助	"	米里二九七番地
	岸田喜代治	"	土下一九六番地
	鼻渡 重信	"	島五七一番地
	近藤 虎治	"	北尾四四三番地
	稻本 忠雄	"	田井四〇四番地
	三谷 忠政	"	弓原三六八番地
	吉田 啓蔵	"	下神一九三番一地
	牧野 克良	"	七〇五番地
	遠藤 清春	"	松神八二九番一地
	田中 一	"	曲六九〇番地
監事	谷本 正和	"	三一六番地
理事	中江 豊	東伯郡北条町大字下神一八六番一地	任期満了により退任
理事は昭和三十九年十月七日臨時総代会において総選挙の結果当選し昭和三十九年十月十四日就任 任期二年			
監事は昭和三十九年六月十日総代会において選舉の結果			

00956

(第3種郵便物)
認
司

12

足立

西伯郡淀江町大字淀江

西伯郡淀江町西原

三十九年十一月 十日

名称変更

変
新内
卽

容

所
在
地変
更
年
月
日

今田歯科医院

伊藤歯科医院

鳥取市吉方二七〇

医療法人育生会高島病院

昭和四十年一月一日

鳥取県告示第百五十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條に規定する救急病院は、次のとおりである。

昭和四十年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

倉吉市下田中三四三番地

鳥取県立厚生病院

倉吉市宮川町一二九番地

医療法人共済会清水整形外科病院

米子市西町六番地

野島病院

鳥取県告示第百五十五号

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、網代加入区及び淀江加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

00957

(第3種郵便物)
認
司

13 昭和40年3月30日 火曜日 鳥取県公報 第3618号

鳥取県告示第百五十六号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程（昭和三十三年

七月鳥取県告示第三百二十一号）の一部を次のように改

正し、昭和三十九年度分の分担金から適用する。

昭和四十年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

第二条中「菅野開拓パイロット事業 工事費の百分の
十七・五」を「菅野開拓パイロット事業 工事費の百分

の十七・五」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町一丁目
定価 一部月額 二五〇円(配達料共)